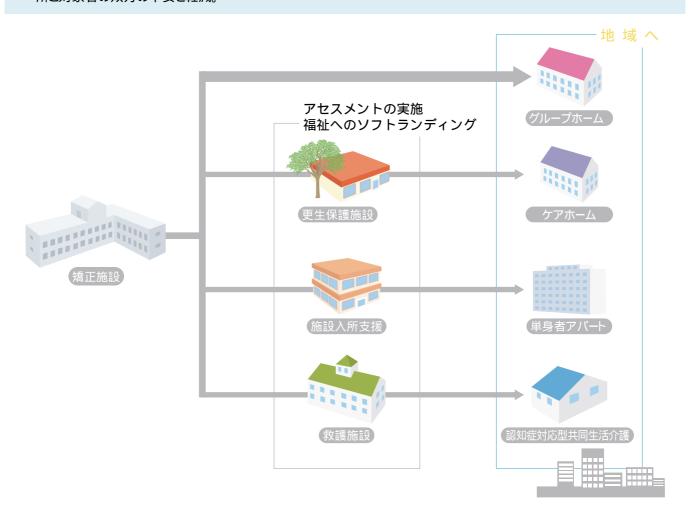
Point 1	「しあわせづくり」へのコーラ	ディネート66		
Point 2	複数のネットワークで支える	67		
Point 3	個人情報と管理について	69		
Point 4	指定更生保護施設との連携 …	70		
Point 5	地域移行支援事業	71		



「しあわせづくり」へのコーディネート

福祉の支援を必要としている高齢・障がい者が求めている「しあわせ」に向けたコーディネートが重要になります。

福祉サービスのあっせんにあたっては、本人の「しあわせ」を目指すコーディネートを実施する。 更生保護施設や施設入所支援等を活用した司法から福祉へのソフトランディング期間を設けることで、受け入れ先事業 所と対象者の双方の不安を軽減。



「しあわせづくり」へのコーディネート

刑務所を退所した人は「特別な人」かもしれません。しかし「特別」なのは、福祉が届かなかった本人が生まれ育った環境にあります。幼い頃の親の離婚、貧困、虐待、無教育等の劣悪な環境によって、人間不信、孤独、自信がない、ひがみ等が重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が「犯罪」であると言えます。

したがって、受け入れ先事業所のあっせんにあたっては、本人の「しあわせづくり」のために共に歩んでゆける福祉サービスのコーディネートが必要になります。

アセスメントの重要性

対象者の支援にあたってポイントとなるのがアセスメントです。犯罪の背景には、障がいの特性やこれまでの生育歴が複雑に絡み合っており、単に問題行動のみに注目しては問題の解決にはつながりません。平均2か月という通常の方の期間と比べて、時間をかけたアセスメントが必要になります。

司法から福祉へのソフトランディング期間により 地域生活への不安を軽減

受け入れ先事業所にとっては、直接地域で受け入れることは、犯罪という特殊性や、入手できる個人情報が少なく福祉の 支援ニーズを把握出来ていないという点でも不安が伴います。

このようなことから、矯正施設から地域生活との間に、指定更生保護施設、施設入所支援、救護施設等を活用した、ソフトランディング期間を設けることが有効になります。

この期間は、時間をかけたアセスメントが行えると共に、対象者本人にとっては、帰住先に合わせた福祉事業所の「体験利用(実習)」が出来ることで、福祉サービス利用にあたっての不安の軽減につながります。

受け入れ先事業所にとっても、対象者本人にとっても、矯正施設という特別な環境から、「ふつう」の地域への安心した移行が実現できます。



複数のネットワークで支える

対象者の支援へは福祉と司法の分野にまたがった支援が必要になってきます。 目的に応じた複数のネットワークを立ち上げ、協働体制の中で支援を行うことが有効です。

福祉と司法の各分野での円滑な連携のため「運営推進委員会」「連絡協議会」を立ち上げる。 対象者を支える複数のネットワークを作り、協働体制の中で支える。 帰住先の相談支援事業所・居宅介護支援事業所との連携を図る。

各分野との連携の中で支える

福祉の支援を必要とする高齢・障がい者は、司法と福祉の 法の間に落ち込んだ人達です。したがって、福祉のみではな く、行政、司法等の各分野とネットワークを作り、協働支援 を行っていく必要があります。

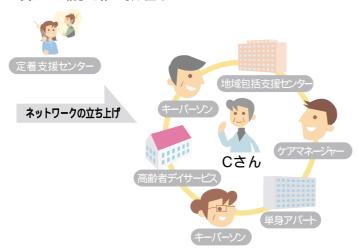
ネットワークは役割と目的に応じて複数立ち上げます。指 導的なバックアップ機関の役割を担う「運営推進委員会」 より実務者レベルでの「連絡協議会」、個々のケースについ て検討する「合同支援会議 (調整・ケア会議)」。これらの連 携の中で支援を行うことが効果的です。

支えるネットワークを作る

福祉サービスへの橋渡しを主な業務とする定着支援セン ターにあって、どうしても移行後の対象者本人への支援は手 薄になってしまいます。

福祉サービス利用にあたっての「合同支援会議(ケア会 議)」の開催と共に、本人を取り巻く支援の輪、サービスを 調整するネットワークを、それぞれの地域で作っていくアク ションを起こしていくことも、定着支援センターの大きな役 割の一つになります。

▶ 支える「輪」を作る取り組み



帰住先の相談支援事業所等との連携

それぞれの帰住先に合わせて一軒ずつ福祉事業所をあたっ ていく方法は、時間的に大きな労力を伴い、把握できる社会 資源に限界があることからも、支援の方向性が狭まってしま います。

帰住先の相談支援事業所、居宅介護支援事業所は、いくつ もの地元の社会資源とのチャンネルを有しています。一つの 相談支援事業所とつながることで、何十もの社会資源の可能 性が広がります。また受け入れ先事業所とのパイプ役も期待 できるという点からも有効です。

長崎県地域生活定着支援センター版



連絡協議会

より実務者レベルで構成される連絡協 議会。全体の支援にあたって必要とな る行政的な手続きや課題点についての 協議及び調整を行う。

検討事項

支援にあたっての行政的な手続きについての 協議及び調整

支援にあたっての課題点についての検討 実務上の情報交換

開催期間 3か月に1回(長崎県の場合)

メンバー(例)

都道府県刑務所 保護観察所 指定更生保護施設 都道府県労働局 障害者職業センター 都道府県福祉保健課 都道府県障害福祉課 都道府県高齢福祉課 都道府県生活保護課 福祉事業所

定着支援センター

矯正管区 (オブザーバー) 地方更生保護委員会(オブザーバー) ホームレス支援団体(オブザーバー) シルバー人材センター(オブザーバー) 日本司法支援センター(オブザーバー)



運営推進委員会

司法と行政、福祉等の関係者による、 指導的な役割を担うバックアップ機関。 それぞれの専門的な分野や見地からの 助言を行うと共に、福祉の支援を必要 とする高齢・障がい者についての問題 を共有することを大きな目的とする。





検討事項

福祉の支援を必要とする退所者の問題に関する啓発・問題の共有 専門分野や見地からの助言

トップレベルで協議が必要な課題点の解決に向けた検討 連携にあたっての課題点の解決

開催期間 年に3回

メンバー(例)

都道府県福祉保健課 都道府県医師会 都道府県弁護士会 こども・女性・障害者支援センター 発達障害者支援センター 都道府県社会福祉協議会 都道府県民生委員児童委員協議会 都道府県労働局 職業安定所 障害者職業センター 保護観察所 保護司会連合会

更生保護施設連盟 更生保護職業補導協議会連盟 精神障害者社会復帰施設協会 身体障害者福祉協会連合会 都道府県育成会 市町村福祉保健課 市町村社会福祉協議会 市町村民生委員児童委員協議会 若者自立支援ネットワーク 定着支援センター

矯正管区 (オブザーバー) 地方更生保護委員会 (オブザーバー)





合同支援会議(ケア会議)

対象者の帰住(予定)地で行われ、支援 の出口で開催される合同支援会議。 福祉と行政の関係者を中心に、具体的な 支援にあたっての協議を行う。

検討事項

個別の対象者の実際の支援に向けてのケア会議 個々の対象者についての情報共有・申し送り つないだ後の支援体制の確認

開催期間 対象者の支援に合わせて随時開催

開催場所 対象者の帰住(予定)地

メンバー(例)

受け入れ先事業所 基礎自治体 指定更生保護施設 相談支援事業所 地域包括支援センター 医療機関(OT、PT、MSW) ケアマネージャー 居宅介護支援事業所 定着支援センター



合同支援会議(調整会議)

支援の入口で開催される合同支援会議。 司法関係者と共に対象者が入所する矯 正施設で開催し、行政上の手続きを中 心に調整を行う。

検討事項

個々の対象者についての情報共有・ 申し送り

司法上の手続きの検討・調整

開催期間 支援の開始時に実施

開催場所対象者が入所する矯正施設

メンバー(例)

矯正施設 保護観察所

定着支援センター



個人情報と管理について

「矯正施設の退所者」であるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報管理及び取扱 については、一般の利用者以上により厳重な管理が必要になります。

個人情報保護の観点から管理は徹底する。

福祉事業所への個人情報の開示は2段階で行い、「個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書」を締結する。 不足する個人情報については保護観察所と協議を行う。

個人情報の管理について

「矯正施設の退所者」という本人にとって一番知られたくない情報を含む個人情報については、管理の徹底が求められます。

長崎県地域生活定着支援センターにおける個人情報管理のガイドライン

プライバシー保持の具体的なあり方

- (1) 事務所内の掲示板、予定表にはいっさい支援対象者の個人名及 び矯正施設名は記載しない。また、特定できるものを撤去する。
- (2) 対象者の支援においては、担当職員(1名)を指名し、その担 当職員だけが秘密の保持責任の下、専任して業務にあたってい く。したがって担当職員とセンター長だけが、その対象者の情 報を知り得る体制を作る。
- (3) 事務所内外に関わらず、対象者本人のプライバシーに関わるこ とで、本人又はその関係者の許可無く、他の職員はもとより、 外部関係機関へ気軽に、或は無神経に話したり、尋ねたりしな いことを大原則としている。
- (4) 支援上、個人情報の提供が必要な場合は、提供する期間、使用 する目的、提供先の範囲、情報内容の範囲等を明記した同意書 を作成し、その後締結に必要な範囲で提供する。ただし、使用 後又は、提供後は速やかに回収すること (公的機関については この限りではない。

対象者の個人情報を管理するパソコンについて

対象者の個人情報を管理するパソコンを限定する。 パソコンやデータにパスワードを設定する(退所者の支援に関わ る職員のみで共有)。

個人情報の保存されているパソコンは外部へ持ち出さない。 個人情報は必ずデータのバックアップをとる(紛失するおそれの あるため、個人の USB メモリーへは絶対に保存しない)。 個人情報を入力する際はインターネットにつながらない状態にする。

個人情報の記入されたファイル、データについて

対象者のコーディネート業務等の際に、他の福祉事業所等へ提供 する場合は手渡しもしくは郵送で行う。

情報漏えいのリスクが高いため、データをそのまま電子メールや FAX で送らない。

郵送の際は、受取側の担当者の名前を宛名に明記する。 外から中が見えないキャビネットに鍵をかけて保管する。

個人情報の開示方法

個人情報保護の観点から、福祉事業 所への個人情報の開示は、2段階に分 けて行います。受け入れ先事業所との 間には、引継ぎの日に「個人情報の取 扱ガイドラインに関する合意書」を締 結します。受け入れ先での矯正施設入 所歴等の情報を共有する範囲について は、受け入れる事業所での判断となり ます。

入所できる個人情報

保護観察所から開示される個人情報 は、身上調査書に掲載されている右の 項目です。更に必要な内容がある場合 には、保護観察所と協議を行い、開示 の可否が決定されます。

▶個人情報開示の過程

受け入れ先事業所を探す:受け入れの判断に必要となる情報

氏名(イニシャル)、犯罪の概要、障害者手帳の有無、家族構成 etc.

受け入れ先事業所決定:ケアプラン作成に必要な情報

氏名(本名)性格・行動の特徴、犯罪の詳細、医療面でのケア、生育歴 etc.

対象者の引継ぎ

その他特記事項

「個人情報の取扱ガイドラインに関する合意書」

(□ >>> p108)の締結

▶身上調査書に記載されている項目				
福祉に関する情報	住民票所在地 障害基礎年金 障害者手帳 障害程度区分 病名・障が、部位等 その他福祉サービス(受給中、申請中含む) 福祉事業所への入所歴 特記事項	施設内の生活状態	知能指数 衣類着脱 食事 入浴 洗面 排泄 移動 作業能力 集団生活 対人関係 その他問題行動 特記事項	
入所前の就労状態	就労先(職種) 就労期間 年金、社会保険等の加入状況 免許・資格	家庭状況、教育歴	家族構成(ジェノグラム) 出身地 小中学校(所在地) 特別支援学級の在籍の有無(時期) 親族の経済状態 生活保護受給歴	
その	医療上の特記事項 (既注歴、現在症、現在の服薬状況等)			



指定更生保護施設との連携

福祉の支援を必要とする退所者の支援のために、指定された57の更生保護施設へ福祉の専門職が配 置されました。この指定更生保護施設を積極的に活用することで効果的な支援が提供できます。

シェルター機能として、更生緊急保護」の活用。 福祉のスケールメリットを活かし「福祉の支援ニーズ」を満たす。 更生緊急保護を活用し受け入れ先事業所へのバックアップ体制の確立。

IQ69以下で自立退所した者の

持ち家 7人

民間賃貸

指定更生保護施設の設置まで

入所期間が限られている更生保護施設(平成20年度平均入 所日数80日)ではこれまで、短期間で就労自立が可能な人が 優先され、長期利用になりやすい知的障がい者や高齢者の受 け入れは消極的な傾向にありました。また、受け入れたとし ても、福祉サービスの知識や関係機関との連携が不足してい るため、「福祉の支援ニーズ」を汲み取り導くことが困難で した。

IQ 相当值 (CAPAS)

退所先 IQ49以下 13人 社会福祉施設 1人 IQ50~5927人 病院1人 その他3人 IQ60~6951人 不詳 122人 カプセルホテル 1人 IQ110以上5人 ウィークリー マンション 2人 IQ70~79 IQ100~109 80人 IQ90~99 63人 親戚・知人13人 社宅・寮 17人 IQ80~89 95人

法務省の調査では、平成18年9月に全国の更生保護施設101 か所を退所した479人の中で「知能指数69以下」は91人 (19.0%)。自立退所した54人の中で福祉施設が移行先だっ た者は1人に留まっています。(『厚生労働科学研究報告書 罪 を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』)

この調査結果を踏まえ、退所後の「受け皿」にあたる更生 保護の分野でも改革が進められました。

社会福祉法人等の更生保護事業への参入が行われると共に、 福祉の専門職が「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正 施設出所者を保護する指定更生保護施設」に指定された全国 57の更生保護施設へ配置されました。

▶更生保護施設における受け入れの促進



57施設に 福祉の専門資格を 有する職員を配置

高齢又は障害の特性に配慮した、社会生活に適応する

医療福祉機関と連携した、健康維持のための指導、助言。 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受ける ための調整。

更生保護施設一覧 ≫ p117

福祉のスケールメリットの活用

福祉の専門職が配置されたことで、これまで不足していた 福祉的な支援が可能になりました。

入所した利用者は「福祉」の視点から処遇計画を作成しま す。「福祉の支援ニーズ」が明らかになった場合には、福祉 の社会資源へ結びつきやすくなりました。

その一つの形態が、更生保護施設で生活しながら、日中は 帰住先に合わせて、近隣の福祉サービスを利用するという「司 法」と「福祉」をまたぐ形での利用です。これによって司法 から福祉へ円滑な移行が行えるようになりました。

また、退所後に福祉サービスを利用する場合は、定着支援 センターと連携し必要な福祉的手立てを整えます。

生活は「司法」の制度、日中は「福祉」の制度を利用



福祉サービス利用

更生保護施設

シェルター機能の活用

福祉の手立てが整わない等の理由により、刑期終了日と受 け入れ先事業所への入所日とに「タイムラグ」が生じること があります。特に満期出所の受刑者にとっては、退所後すぐ の居住先の整備は急務となります。こういった「更生緊急保 護」の対象となる方のシェルターとして活用できます。

更生緊急保護期間を利用したバックアップ体制

「更生緊急保護」の対象者は、受け入れ先事業所で問題行 動が発生した場合、期間の6か月以内であれば更生保護施設 に引き上げての指導が可能です。

受け入れ先事業所の不安を解消するバックアップ体制とし て有効になります。



地域移行支援事業

対象者を受け入れた福祉事業所へは、手厚い福祉的支援を行えるよう 地域生活移行個別支援特別 加算 が創設されました。

サービス利用事業所には手厚い福祉的支援等のために「地域生活移行個別支援特別加算」が加算される。 定着支援センターは支援を行ったことを証明する「意見書<u>(</u>] >>> p109 を発行する。

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

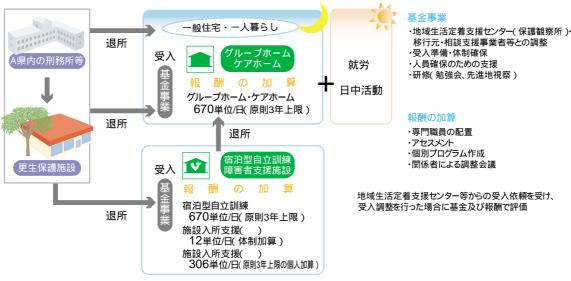
1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域 社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体:都道府県
- (2) 事業の内容



- ①矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援
- ②①での受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保(当該利用者がケアホーム等の報酬(地域生活移行個別支援特別加算)の対象となる前の人件費を含む)のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援等
 - 地域生活定着支援センターや保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応
- (3) 補助単価: ①②ともに1件あたり1,000千円以内
- 3 補助割合 定額(10/10)
- 4 実施年度 平成21年度~23年度
- 5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

定着支援センターについてのQ&A

- 他の都道府県の矯正施設に入所した者が対象者となった場合、現地まで出迎えは必要ですか?
- A これまで「負のスパイラル」の中で生きてきた、福祉の支援を必要とする高齢・障がい者は、退所する段階になっても「誰も迎えに来てはくれないんじゃないか…?」という不安と孤独感を抱えています。本人の不安を解消し、信頼関係を形成する支援の入り口として、長崎県地域生活定着支援センターでは、矯正施設からの退所の際の出迎えを重視し、他都道府県の矯正施設から退所する場合でも実施してきました。

しかし、これが慣例化してしまう場合、定着支援センターがある都道府県に経済的な負担が集中してしまいます。長崎県地域生活定着支援センターでは、長崎県以外にも九州地方、更には大阪府や宮城県等全国に及んでいます。刑務所間の「保護上移送」という既存の仕組みの活用や、都道府県をまたがる場合はセンター間での連携(役割分担)や受け入れ先事業所からの迎え等も必要になります。



- 対象者への支援はいつ終了しますか?
- 基本的に受け入れ先事業所へ引き継いだ時点で対象者への支援はフォローアップに移ります。 それ以降も定期的に対象者本人や受け入れ先事業所側の意見を聞く等のモニタリングにつとめ ます。受け入れに先立ち、地域でのフォローアップを担うネットワークを確立しておくことが 重要になります。
- 対象者との面接はどんな形で行いますか?
- 本 支援の開始にあたっては、一人あたり約一時間の面談・アセスメントを実施します。長崎県地域生活定着支援センターでは、ガラス越しの通常の面接室ではなく、統括矯正処遇官や社会福祉士が立ち会って、会議室等で行っています。法定期間の末日までの期間が長い対象者や、委任状取得の必要が出てきた場合等には、状況に合わせてその後適宜面談を持ちます。

面談にあたっては、身上調査書だけでは把握できない、生の情報を得ることがポイントとなります。また、面談・アセスメント前後の、統括矯正処遇官や社会福祉士等との細部の聞き取り等の情報交換も重要です。

